

西条処理区下水道使用料

(1カ月あたり・消費税10%含む)

種別	基本水量	基本使用料		超過水量	超過使用料 (1m ³ につき)	
		現行	引き上げ後		現行	引き上げ後
一般汚水	5 m ³	345.6円	352円	5 m ³ を超え 10 m ³ まで	69.12円	70.4円
				10 m ³ を超え 20 m ³ まで	73.44円	74.8円
				20 m ³ を超え 30 m ³ まで	78.84円	80.3円
				30 m ³ を超え 50 m ³ まで	84.24円	85.8円
				50 m ³ を超え 100 m ³ まで	91.80円	93.5円
湯屋汚水	5 m ³	345.6円	352円	100 m ³ を超えるもの	98.28円	100.1円
				5 m ³ を超え 10 m ³ まで	69.12円	70.4円
				10 m ³ を超え 20 m ³ まで	73.44円	74.8円
				20 m ³ を超え 30 m ³ まで	78.84円	80.3円
				30 m ³ を超えるもの	29.16円	29.7円

※使用料の計算は、使用水量をもとに、上の表により計算した金額で、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額となります。

〈計算例〉1か月に上水道を15 m³使用した場合

基本使用料 (5 m ³)	352円
超過使用料 (10 m ³)	70.4円 × 5 m ³ = 352円
	74.8円 × 5 m ³ = 374円
合計 (15 m ³)	1,078円
請求額 (15 m ³)	10円未満を切り捨て 1,070円

▼引き上げ後の西条処理区使用料比較

(1カ月あたり・消費税10%含む)

◎地下水利用世帯

使用人数	認定水量	現行使用料 (A)	引き上げ後使用料 (B)	差額 (B-A)
1人	10 m ³	690円	700円	10円
2人	20 m ³	1,420円	1,450円	30円
3人	30 m ³	2,210円	2,250円	40円
4人	37 m ³	2,800円	2,850円	50円
5人	44 m ³	3,390円	3,450円	60円

◎事業所・上水道利用世帯

使用水量	現行使用料 (A)	引き上げ後使用料 (B)	差額 (B-A)
5 m ³	340円	350円	10円
10 m ³	690円	700円	10円
20 m ³	1,420円	1,450円	30円
50 m ³	3,890円	3,970円	80円
100 m ³	8,480円	8,640円	160円

※地下水のみ利用している世帯については、世帯の人数に応じた地下水認定水量を下水道の使用水量としており、世帯人数3人目までは1人につき10 m³、4人目からは1人につき7 m³となっています。